

平成 26 年 6 月 25 日

各 位

会社名 三菱製鋼株式会社
代表者名 取締役社長 大野 信 道
(コード番号：5632 東証1部)
問合せ先 総務人事部長 飯塚 康彦
(TEL. 03-3536-3111)

弊社子会社への出向者（元従業員）による不正行為のお知らせ

本日、弊社子会社である菱鋼サービス株式会社に出向していた元従業員（以下当該元従業員という）が、警視庁月島警察署に詐欺容疑で逮捕されましたのでお知らせいたします。

本件は、平成 24 年 11 月に発覚しており、本来直ちに公表しお詫び申し上げるところでしたが、警察当局から捜査に支障を来す恐れがあるため公表を控えるようにとの要請があり、弊社は捜査への協力を優先してまいりました。

このような事態を発生させましたことを厳粛に受け止め、再発防止に取り組むとともに、株主の皆様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

事件の概要等は下記のとおりです。

記

1. 不正行為の概要

当該元従業員は、弊社が菱鋼サービス株式会社へ委託した、弊社従業員が主に海外出張時に使用するコーポレートカード（以下「カード」という。）の管理を担当する立場を悪用し、他人名義のカード複数枚を本人になりすまして自身の遊興のために使用するとともに、カード会社からの請求書（利用明細）を改竄して会社を欺き決済させました。調査委員会の調査では不正期間は平成 19 年 2 月から発覚までの 5 年 10 ヶ月間、不正使用額は約 3 億円です。

2. 弊社の対応

本件発覚後、弊社は直ちに当該カード全ての利用を停止し、同時に、社外の弁護士および常勤監査役による調査委員会を設置し、事実の解明、原因分析および内部管理体制の検証等を行い改善すべき点を洗い出しました。その際、当該元従業員および社内関係者等からの事情聴取、当該元従業員の担当していた業務全般についての調査を実施し、個人による不正行為であって共犯者は存在しないこと、また当該元従業員が担当していた他の業務において不正行為は無いことを確認いたしました。

加えて発覚直後から警察当局には事件への対応を相談し、刑事告訴するとともに民事訴訟においても損害賠償請求を提起し、昨年 10 月に不正使用額の全額の支払いを命ずる判決が確定しております。その判決を受けて、当該元従業員の財形貯蓄等の強制執行を行いました。今後も可能な限りの回収に努めてまいります。

弊社は本件不正行為が長期間続いたことを厳粛に受け止め、このような事態を招いた道義的責任として、社長、経理担当常務、総務人事担当常務は、報酬月額 20% を 3 ヶ月間、その他の取締役 3 名、監査役 2 名も 10% を 3 ヶ月間自主返上いたしました。

当該元従業員は既に懲戒解雇しており、本件に関して管理監督する立場にあった従業員 13 名も社内懲戒規程に従い処分を行いました。

3. 業績に与える影響

- (1) 前期（平成 26 年 3 月期）及び当期（平成 27 年 3 月期）には不正使用は無く、業績に与える影響はありません。
- (2) 過去の不正使用は平成 25 年 3 月期までに費用処理されており、過年度業績の修正はありません。

4. 本件不正の原因

調査委員会の究明の結果、中心となるものは以下の 4 点です。

- (1) 当該元従業員一人にカード現品の管理と決済伝票作成業務を同時に担当させたことにより、カードを持ち出す機会及び請求書を改竄する機会を与えた結果となり不正使用の継続が可能となったこと。
- (2) 当該元従業員の管理者および出納責任者は、カード利用代金の決済を承認するに際し、カード会社からの請求書（実は改竄されたものであった）の確認は行いましたが、その元となる証憑（利用控）との照合を行わなかった為、改竄を見抜けなかったこと。
- (3) 当該元従業員を異動させず、長期にわたり同一業務を担当させたこと。
- (4) 請求書の改竄は主に海外出張旅費として費用処理されましたが、同費用の予算と実績の差異が十分解析されなかったこと。

5. 再発防止策

調査委員会の改善提言に加えて、社外の専門家の協力も得て平成 25 年 3 月末までに主として不正防止の観点から連結子会社まで含めた業務の点検・見直しを実施し、対応策を立案いたしました。

現在本対応策を実施中ですが、新たに弁護士 2 名と公認会計士 1 名による外部調査委員会を立上げ、本年 6 月末日までを目途に現状の対策の有効性と追加対策の要否を客観的に調査中です。調査結果を踏まえて必要に応じさらなる対策を進めてまいります。

- (1) 本件不正の原因に対する現在までに行った対応策は以下のとおりです。
 - ① 当社の業務全般、特に購買、給与、出納等を中心に業務分担が適切かを調査し、経理および購買部門を中心に職制改正ならびに人事異動を行いました。
 - ② 当該カードの利用を直ちに停止すると共に、カード以外のすべての支払いに関する請求書、領収書等の取り扱いを精査し一部改善を要する箇所はルールを策定し運用を開始しております。
 - ③ 長期間購買や給与、出納業務を担当していた従業員の異動を行うとともに、定期的な異動を実施する体制といたしました。
 - ④ 管理者に改めて全ての費用の予算実績管理の重要性を認識させるとともに、各部署の管理状況をさらに経理部がチェックし、経営に定例報告する体制といたしました。
- (2) その他主な業務改善等は以下のとおりです。

現状の内部統制は機能しておりましたが、この様な、意図的な不正行為に対してはこれを防げなかったことを踏まえ、以下 3 点を実施いたしました。

 - ① 内部統制の重点監査対象を見直すとともに、特に出納業務の監査を強化いたしました。
 - ② 階層別教育において、ルールに従い業務を実施するよう周知徹底と遵守状況の確認を継続的に行っております。
 - ③ 事前通告無しの内部監査により牽制の強化を図ることといたしました。

以上